

第二 1907年「癩予防二関スル件」

さらに館にあって療養中だった時も、しんとく丸は「違例を受けたるは見舞ひも受けぬ」と、誰も病床に見舞いに来てくれないことを、家臣仲光に向かって嘆く。

忌避の根拠は「穢れ」ではなく、外見の変貌にある。たとえば父の館を出て天王寺へ赴くしんとく丸の姿を見て父親は、「見目よき稚児と沙汰なしたるに、違例を受けたは、馬乗り姿も見ぐるしや」といって泣く。

江戸版『しんとく丸』でも父親は、「かくいれい（違例）うけぬれば、我子ながらも見ぐるしや、ましてやたにん（他人）のきらふ事、げにどうり（道理）やことわり（理）」と涙する。父は、人々が息子を忌避するのは、その容姿の「見ぐるし」さに由縁するのだと納得している。

乙姫は、天王寺で盲目のしんとく丸から、乙姫本人であることを疑われた際、「乙姫にてない者が、御身がやうなるいみじき人いだきつかうぞ」と答えている。「いみじき」とは「ひどい」「恐ろしい」という意味の言葉であり、その「いみじき」姿故に、他人ならば「いだきつ」くことはありえない、という認識がうかがえる。

乙姫が天王寺で、しんとく丸を肩にかけて歩く姿を、「町屋の人は御覧じて、これを哀れとみな感ぜぬ者はなし」という描写も、天王寺界隈の町人達の、「癩」の「穢れ」に対する恐怖は読みとれない。

「三千人に見すれば」（江戸版）

「癩」患者を家から捨てたのは、庶民にとっては経済的な理由が大きいことを指摘したが、江戸版『しんとく丸』では、父親がしんとく丸を天王寺に捨てるにあたって、次のように述べる。

「かやうのいれいじや、三千人に見すれば一たんへいゆ（平癒）すと聞からに、すてばや」

自身の罪障の結果としての病気や身体障害を、大勢の人に見せると罪が贖われるという、いわゆる「業をさらす」という発想の登場である。

中世末に成立し、近世初期まで語られていた正保版説経節『しんとく丸』には、いまだこういう発想はない。しんとく丸の夢枕に立った清水の観音は、「御身が違例、しんから起こりし違例でなし。人の呪ひのことなれば、町屋へそでごひし、命を継げ」と告げる。天王寺での乞食は、業をさらす所業ではなく、身命をつなぐための手段に過ぎない。だが江戸版では、この観音の夢告も削除されている。

業をさらすことによって贖罪するという考え方は、「癩」のような難病以外に、身体障害についても当てはめられた。江戸時代の見世物小屋では、身体障害者の見世物がひんばんにかけられた。見世物小屋の客引きの口上で、障害のある体を見世物として人目にさらすことが、業をさらすという贖罪行為となり、これを見物することは障害者の贖罪に協力する意味で功德となると言われるようになるのは、江戸版『しんとく丸』と同じ、やはり17世紀後半からである。

このように見ていくと、江戸版『しんとく丸』に初めて登場し、浄瑠璃『弱法師』、『莠伶人吾妻雛形』、『摂州合邦辻』へも引き継がれる「業をさらす」という考え方は、ひとつには芝居や見世物小屋という庶民の娯楽の場を通じて、社会に拡散していったと考えられる。そして「業をさらす」という考え方は、病人を扶養できるか否かという経済的理由に関係なく、「癩」患者を家から追放す